

埼玉県でガスをご利用のお客さまへ

 昭和ガス株式会社
【ガス小売登録番号：D0108】

埼玉県令和5年度第2回LPガス料金負担軽減事業についてのお知らせ

日頃より昭和ガス株式会社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、国際情勢を背景とした資源・エネルギー価格の高騰により、国内の物価上昇が続いているところでございます。

また、皆さまがご使用されておりますLPガスも料金が高騰していることから、家庭・企業等の負担軽減を図ることを目的として、埼玉県による「埼玉県令和5年度第2回LPガス料金負担軽減事業」が実施されます。弊社といたしましても、お客さまの負担軽減に繋がられるよう、本事業への登録申請を行い参画いたします。

つきましては、埼玉県でガスをお使いのお客さまには、令和6年3月分のガス料金について埼玉県の支援金事業により上限2,300円の値引きを実施させていただきます。

なお、今回の支援事業活用に関しては、弊社が対象月のガス料金から値引きをいたしますので、お客さまの手続き等は一切不要です。

記

1. 対象期間

- 令和6年3月分ガス料金（検針分）

2. 支援対象

- 埼玉県でLPガスを使用する一般消費者等（家庭用や飲食店等の業務用）
- 次の場合は、支援対象外となります。
 - 質量販売による供給先
 - 高圧ガス保安法に基づくLPガスの供給先
 - 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎（国庁舎・県庁舎など）
 - 令和6年3月検針時に弊社との契約がない場合
 - 令和6年3月分ガス料金の請求がない場合

3. ガス料金値引き額と方法

- 3月分ガス料金の請求額よりご契約件数1件につき、上限税別2,300円を差し引いた料金の請求となります。
- 補助額は、検針票又は請求書に記載させていただきます。
- 3月分ガス料金が税別2,300円未満の場合、支援対象額は当該請求額となりますが、弊社システム上、値引額が翌月へ繰り越されてしまいますので、翌月ご請求時に「補助金調整」（仮称）として増額調整させていただきますことをご了承ください。
- 詳細は、埼玉県化学保安課のWEBサイト【埼玉県令和5年度第2回LPガス料金負担軽減補助事業について】をご覧ください。
 - <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/news/page/20240105.html>

4. お問い合わせ先

- 本社・三芳総合サービスセンター : TEL 049 (258) 5711
- 坂戸・鶴ヶ島支店 : TEL 049 (286) 1643
- 寄居営業所 : TEL 048 (581) 3811
- 受付時間（全営業所共通） : 9:00~17:00（土日・祝祭日除く）